Ｊ１００－２　中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置　10,800点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。
２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ１０１　神経移植術　18,090点
Ｊ１０２　交感神経節切除術　18,200点
Ｊ１０３　過長茎状突起切除術　4,520点
Ｊ１０４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
１　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
２　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
３　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
４　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
注　口腔領域の腫瘍に限る。
Ｊ１０４－２　皮膚悪性腫瘍切除術
１　広汎切除　21,700点
２　単純切除　11,000点
注　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫に係るものに限る。）を併せて行った場合には、悪性黒色腫センチネルリンパ節加算として、所定点数に5,000点を加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｊ１０５　瘢痕拘縮形成手術　9,740点
Ｊ１０６　気管切開術　2,570点
Ｊ１０７　気管切開孔閉鎖術　1,040点
Ｊ１０８　顔面神経麻痺形成手術
１　静的なもの　14,700点
２　動的なもの　39,000点
第２節　輸血料
区分
Ｊ２００　輸血
１　自家採血輸血（200mLごとに）
イ　１回目　750点
ロ　２回目以降　650点
２　保存血液輸血（200mLごとに）
イ　１回目　450点
ロ　２回目以降　350点
３　自己血貯血
イ　６歳以上の患者の場合（200mLごとに）
⑴　液状保存の場合　200点
⑵　凍結保存の場合　400点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mLごとに）
⑴　液状保存の場合　200点
⑵　凍結保存の場合　400点
４　自己血輸血
イ　６歳以上の患者の場合（200mLごとに）
⑴　液状保存の場合　750点
⑵　凍結保存の場合　1,500点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mLごとに）
⑴　液状保存の場合　750点
⑵　凍結保存の場合　1,500点
５　交換輸血（１回につき）　5,250点
注１　輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。
２　自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。
３　骨髄内輸血を行った場合は、所定点数に胸骨にあっては80点を、その他にあっては90点を加算し、血管露出術を行った場合は、所定点数に530点を加算する。
４　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第６部に掲げる薬剤料の所定点数を加算する。
５　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びRh式）の費用として所定点数に48点を加算する。
６　不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず１月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回の輸血が行われる場合には、１週間に１回を限度として、所定点数に200点を加算する。
７　ＨＬＡ型適合血小板輸血に伴って行った患者のＨＬＡ型検査クラスⅠ（A、B、C）又はクラスⅡ（ＤＲ、ＤＱ、ＤＰ）の費用として、検査回数にかかわらず一連につき所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
８　輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、１回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。
９　６歳未満の乳幼児の場合は、所定点数に26点を加算する。
10　輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
11　輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ２００－２　輸血管理料
１　輸血管理料Ⅰ　200点
２　輸血管理料Ⅱ　70点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月１回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
第３節　手術医療機器等加算
区分
Ｊ２００－３　削除
Ｊ２００－４　上顎洞手術用内視鏡加算　1,000点
注　区分番号Ｊ０８６からＪ０８７－２までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。